

「新西部工場(仮称)整備事業」入札説明書等 修正箇所対照表

令和8年7月15日

令和8年4月23日付で公表した入札説明書等を以下のとおり修正しました。

N o	資料名	頁	項目名	修正前	修正後																					
1	入札説明書		別紙 閲覧等資料リスト	<table><tr><th>資料名</th><th>閲覧等場所</th><th>取扱</th></tr><tr><td colspan="3"><途中、変更なし></td></tr><tr><td>東側道路土壌分析調査結果（土地の形質の変更届出書）（令和7年度）</td><td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td><td>配布 (PDF)</td></tr></table> ※配布(PDF)または配布(CAD)の資料を希望する場合は、CD又はDVDを持参すること。	資料名	閲覧等場所	取扱	<途中、変更なし>			東側道路土壌分析調査結果（土地の形質の変更届出書）（令和7年度）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)	<table><tr><th>資料名</th><th>閲覧等場所</th><th>取扱</th></tr><tr><td colspan="3"><途中、変更なし></td></tr><tr><td>東側道路土壌分析調査結果（土地の形質の変更届出書）（令和7年度）</td><td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td><td>配布 (PDF)</td></tr><tr><td>既設ケーブル配線経路図補足資料(参考)</td><td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td><td>配布 (PDF)</td></tr></table> ※配布(PDF)または配布(CAD)の資料を希望する場合は、CD又はDVDを持参すること。	資料名	閲覧等場所	取扱	<途中、変更なし>			東側道路土壌分析調査結果（土地の形質の変更届出書）（令和7年度）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)	既設ケーブル配線経路図補足資料(参考)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)
資料名	閲覧等場所	取扱																								
<途中、変更なし>																										
東側道路土壌分析調査結果（土地の形質の変更届出書）（令和7年度）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)																								
資料名	閲覧等場所	取扱																								
<途中、変更なし>																										
東側道路土壌分析調査結果（土地の形質の変更届出書）（令和7年度）	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)																								
既設ケーブル配線経路図補足資料(参考)	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)																								
2	要求水準書	49	第2章 第10節 6 工事条件	（2）建設発生土の処分 本工事で発生した掘削土は、発生量の抑制、資源の有効利用に努めること。やむを得ず処分する場合は、市の承諾を得たうえで福岡市認定施設にて適正に処分すること。この処分及び運搬に係る費用については建設事業者が負担するものとする。	（2）建設発生土の処分 本工事で発生した掘削土は、発生量の抑制、資源の有効利用に努めること。やむを得ず処分する場合は、市の承諾を得たうえで原則福岡市認定施設にて適正に処分すること。この処分及び運搬に係る費用については建設事業者が負担するものとする。																					
3	要求水準書	111	第3章 第8節 11 灰積出ホッパ	11 灰積出ホッパ 本設備は、灰クレーンより主灰及び飛灰処理物を灰搬出車両に積み込むために設ける。 （1）数量 〔1基以上〕	11 灰積出ホッパ 本設備は、灰クレーンより主灰及び飛灰処理物を灰搬出車両に積み込むために設ける。 （1）数量 〔1基以上〕																					

N o	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				(2) 材質 ステンレス鋼 (3) 付属品 その他必要なもの (4) 特記事項 1) ホッパは、灰等が滑りやすい構造とすること。 2) 投入時の飛散防止対策を講じること。 3) 灰運搬車両への円滑な積込み及び設備故障時においても代替手段により搬出が可能となるよう計画すること。	(2) 材質 ステンレス鋼 (3) 付属品 その他必要なもの (4) 特記事項 1) ホッパは、灰等が滑りやすい構造とすること。 2) 投入時の飛散防止対策を講じること。 3) 灰運搬車両への円滑な積込み及び設備故障時においても代替手段により搬出が可能となるよう計画すること。 <u>4) ホッパの一時貯留容量としては 10t トラック 1 台分を見込むこと。</u>
4	要求水準書	171	第 5 章第 2 節 一般事項	5 市は、 <u>FL 上部解体完了後</u> 、資源化センターピット周りに仮囲いを設置した状態で建設事業者に引き渡す。仮囲いの処分は建設事業者にて行う。	5 市は、 <u>契約締結後速やかに</u> 、資源化センターピット周りに仮囲いを設置した状態で建設事業者に引き渡す。仮囲いの処分は建設事業者にて行う。
5	添付資料 No. 3 建設用地 図				<u>注記を追記</u>
6	様式集 (Excel 編)		様式 4-1-2 入札価格内訳 書		<u>循環型社会形成推進交付金交付率(1/4)の追記</u>
7	様式集 (Word 編)	6	第 4 2 提出方 法	(2)事業提案書（様式 5、様式 6） 「新西部工場（仮称）整備事業基礎審査に関する事業提案書類」、「新西部工場（仮称）整備事業性能審査に関する事業提案書類」をそれぞれ <u>製本及び CD-R 等にて 10 部ずつ提出</u> することとし、それぞれに通し番号（例：1/10）を記載すること。	(2)事業提案書（様式 5、様式 6） 「新西部工場（仮称）整備事業基礎審査に関する事業提案書類」、「新西部工場（仮称）整備事業性能審査に関する事業提案書類」をそれぞれ <u>製本を 16 部、CD-R 等を 10 部提出</u> することとし、それぞれに通し番号（例： <u>No.〇〇</u> ）を記載すること。

N o	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
8	設計・施工一 括契約書 (案)	25	(工事監理費 の支払い) 第 68 条	(工事監理費の支払い) 第 68 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 3 項後段の規定により適用される場合を含む。第 4 項において同じ。）の検査に合格したときは、工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）の支払いを請求することができる。 2 受注者は、工事費の支払い（第 111 条に定める部分払及び第 112 条に定める部分引渡しの場合を含むが、前金払い及び中間前金払いは除く。）の請求と同時に、当該請求に係る基準時まで実施した業務（以下「精算対象業務」という。）に係る工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）の支払いを請求することができる。この場合において、前条第 1 項中「業務を完了したとき」とあるのは「精算対象業務を完了したとき」と、同項中「業務を履行したこと」とあるのは「当該精算対象業務を履行したこと」と、同条第 2 項及び第 3 項中「業務」とあるのは「当該精算対象業務」と読みかえて、これらの規定を準用する。 3 発注者は、第 1 項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に当該請求額を支払わなければならない。 4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期	(工事監理費の支払い) 第 68 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 3 項後段の規定により適用される場合を含む。第 4 項において同じ。）の検査に合格したときは、工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）の支払いを請求することができる。 2 受注者は、工事費の支払い（第 111 条に定める部分払及び第 112 条に定める部分引渡しの場合を含むが、前金払い及び中間前金払いは除く。）の請求と同時に、当該請求に係る基準時まで実施した業務（以下「精算対象業務」という。）に係る工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）の支払いを請求することができる。この場合において、前条第 1 項中「業務を完了したとき」とあるのは「精算対象業務を完了したとき」と、同項中「業務を履行したこと」とあるのは「当該精算対象業務を履行したこと」と、同条第 2 項及び第 3 項中「業務」とあるのは「当該精算対象業務」と読みかえて、これらの規定を準用する。 3 発注者は、第 1 項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に当該請求額を支払わなければならない。 4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期

N o	資料名	頁	項目名	修正前	修正後						
				限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。	限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。 <u>5 履行期間が2年度以上にわたる契約において、各会計年度における工事監理費（支払いの名目を問わない。）の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。ただし、当該会計年度の前年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。</u> <table><tr><td>令和●年度（契約初年度）</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和●年度</td><td>円</td></tr><tr><td>令和●年度</td><td>円</td></tr></table> <u>6 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第5項の支払限度額を変更することができる。</u>	令和●年度（契約初年度）	0 円	令和●年度	円	令和●年度	円
令和●年度（契約初年度）	0 円										
令和●年度	円										
令和●年度	円										